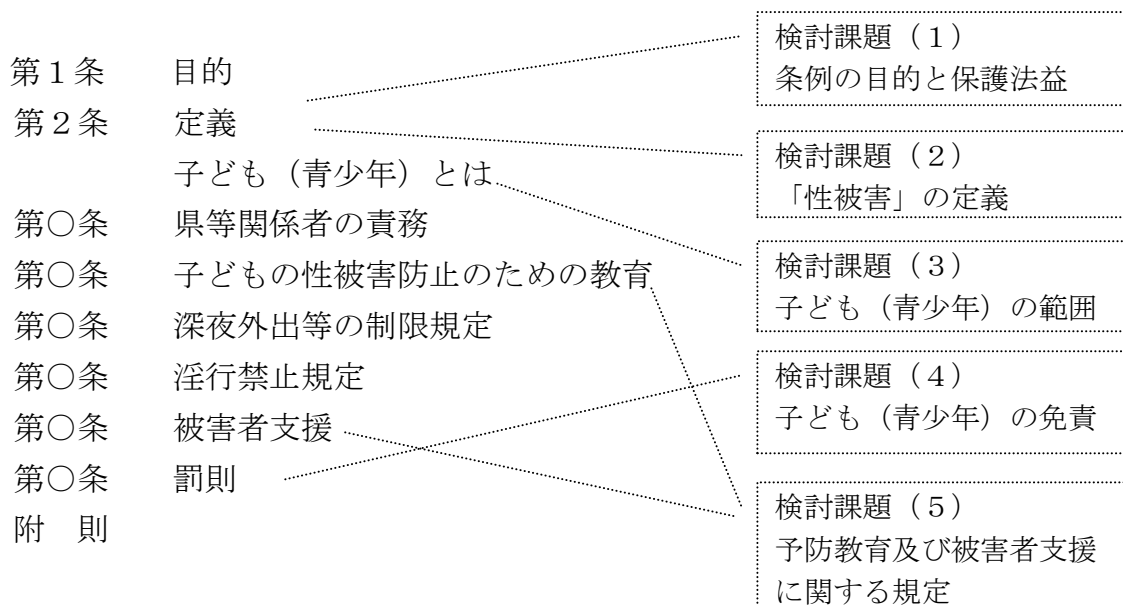


※第1回検討会資料（資料2）子どもを性被害等から守る専門委員会報告書提言庁内検討チーム法的対応関係ワーキンググループの検討結果を基に整理したものであり、今後議論を進めていただく上での資料として再提出したものです（追記等は下線部分、以下資料2、3同様）。

「子どもを性被害から守るための条例」（仮称）の構成例と検討課題

次世代サポート課

1 条例の構成例



2 検討課題

（1）－① 条例の目的

→ 「子どもの性被害の防止と被害者支援」（第2回検討会での主な意見）

【規定例】 ※目的の書きぶりは規定の仕方による。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの性被害の防止に関する県、〇〇等の責務及び子どもを性被害から守るために必要な規制等を定めるとともに、性被害に遭った子どもに対する支援のために必要な事項を定めることにより、子どもの性被害の防止及び性被害に遭った子どもの支援を図ることを目的とする。

（1）－② 保護法益

青少年健全育成条例を持つ他の都道府県では、条例（主に淫行処罰規定）の保護法益を社会的法益（あるいは、第一義的保護法益を社会的法益）とし、次のように整理。

ア 刑法第176条（強制わいせつ罪）、第177条（強姦罪）と青少年健全育成条例の淫行処罰規定との関係については、規制の趣旨・目的、保護法益の違いから、刑法に反しないと整理。

イ 犯罪としての成否については、例えば、青少年に同意があっても淫行罪は成立と整理。

ウ 親告罪とするか非親告罪とするかについては、保護法益を理由に非親告罪とする。

(参考) 大阪府では、大阪府青少年健全育成条例の保護法益を次のように説明（審議会資料から）。

青少年を取り巻く社会環境を整備（一次的目的＝社会的保護法益）し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護（二次的目的＝個人的保護法益）し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

他の都道府県と同様、第一義的保護法益を「社会的法益の保護」と捉えるか、又「個人的法益の保護」と整理するか、また② 保護法益を「個人的法益」とした場合に、その保護法益の具体的内容をどのように考えるかについては、いわゆる淫行禁止規定を規定する必要性に関わる問題でもあることから、淫行禁止規定を置く必要性に関する議論を踏まえ、条例の目的規定を含め個々の規定を具体化していく中で、前記のア～ウの対応とともに整理。

【保護法益】

□ 他県の考え方

解説書に明確に記載しているものはない。参考になる記述として、

ア 大阪府

1 H24.12 開催の大阪府青少年健全育成審議会資料から

青少年健全育成条例の保護法益

○ 青少年を取り巻く社会環境を整備（一次的目的＝社会的保護法益）し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護（二次的目的＝個人的保護法益）し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

2 上記審議会における府職員の説明

「・・・この条例のなかには個人的法益が前面に出る「淫行罪」に関する規制がある・・・」

イ 淫行処罰規定を非親告罪としている理由として

岩手県解説	「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境を浄化し、青少年の健全な育成を図る」という社会的法益の保護を目的としているため。
山形県解説	刑法は個人の性的自由ないし貞操を保護法益とするのに対し、条例は青少年の保護育成という公共的利益を保護法益とするこの違いによる。

□ 判例（大阪高裁 S48. 12. 20）

・ ・ （略） ・ ・ 刑法一七六条ないし一七八条の強姦罪または強制わいせつ罪の規定は、風俗犯としての面をもつとともに一八歳未満の少年に対するこれら行為を処罰することによつて間接的には右少年の保護が計られることも否定しがたいところであるけれども、むしろ、直接的には主として個人の一種の人格的自由としての性的自由を保護法益とするのに対し、本条例が少年に対するいん行またはわいせつ行為を禁止するのは、その一条の規定からも明らかな如く、少年は心身が未成熟であるため反倫理的な行動経験による衝撃や影響を受けることが多く、またこれらからたやすく回復しがたいなどの点で成人に比してきわめて特徴的であるので、そのような少年の情操を害するおそれのある行為から少年を保護し、少年の健全な保護育成を図ることを目的とするものであるから、両者はその趣旨ないし目的を異にするものというべく、したがつて、本条例一〇条一項、一五条三項が刑法に反するといえないのはもとより、右刑法の各条項か本条例の右条項所定の事項につき地方自治法一四条五項にいう法令に特別の定があるものにも該当しないというべきである。所論は刑法一七六条後段においては一三歳未満の男女に対するわいせつ行為はこれを親告罪としているのに、本条例の少年に対するわいせつ行為についてはこれを非親告罪としているのは、かえつて条例に刑法よりも強い態様の規制を認めたものであり、告訴なきが故に強制わいせつ罪を適用せずに、条例を適用してこれにかえるという不合理な結果を招くというのである。なるほど、強制わいせつ罪を親告罪とした立法趣旨は、告訴なくして事件を訴追することによつて、被害者の名誉を傷つけるおそれがあるので、訴追するかどうかを被害者あるいはその法定代理人の意思にかからしめたものであると解されるから、個人の性的自由を保護法益とする限り、刑法が強制わいせつ罪につき告訴を要件としたことは首肯されるのであるが、前記の如く、本条例は、刑法の強制わいせつ罪の規定とその趣旨目的を異にし、少年の保護育成を図ることを目的とするものであるから、その処罰につき告訴を要件としないものとするにも十分首肯し得る理由があり、そうすることによつて、刑法の強制わいせつ罪に対する処罰との間に所論のような不権衡が生じても、またやむを得ないところというべく、右所論は採用しがたい。 ・ ・

（略） ・ ・

(2) 「性被害」の定義

「性被害」という用語は、一般的に使われている言葉であり、専門委員会報告書の定義は下記のとおり。ただし、法令用語としての使用例がないことから、条例上使用するに当たっては、県民に分かりやすく、かつ、被害防止のための教育や被害者支援などの規定を含めた条例上の規定との関連が読み取れるよう、定義を整理することが必要。

(参考) 専門委員会報告書の定義 (報告書 p 13)

刑法上の暴力的犯罪の被害にとどまらず、子どもの未熟さや不安定さにつけこんだ大人の性行動から生じる被害、児童ポルノの被写体にされることや、性的乱用行為も含まれる。

□ 性被害と想定されるもの

区分	処罰規定	具体例
性犯罪による被害	刑法 § 176 (強制わいせつ罪) 刑法 § 177 (強姦罪)	抗拒不能の状態(13歳以上)で、わいせつ行為を受けた、姦淫された
	刑法 § 174 (公然わいせつ罪)	公園で露出させた性器を見せられた
	児童福祉法 § 34-I-⑥	淫行行為を強いられた
	児童買春処罰法 § 4 (児童買春)	児童買春された
	児童買春処罰法 § 7-IV (児童ポルノ製造)	裸の写真を撮られた
	迷惑防止条例 § 4-①	痴漢行為(服の上から触られた)を受けた
性犯罪までには至らないが、意に沿わない性的行為を受けた	(淫行禁止規定違反)	騙されて性交してしまった
		屋内の一室で、性行為を見せられた
性犯罪と呼べるか微妙な行為を受けた	迷惑防止条例 § 4-③	卑わいな言動を受けた
	ストーカー規制法	つきまとい行為を受けた

(3) 子ども(青少年)の範囲

①に記載のとおり、青少年や児童の保護を目的とした多くの法律や、他県の青少年保護育成条例においては、性に関する子どもたちの身体的・精神的成熟性を考慮して「18歳未満」としている。本県においても、これと異なる特段の事情は見当たらない。

また、②に記載のとおり、他の年齢の選択肢も合理的な理由を見出し難い。

- ① 児童(青少年)の保護を目的、理念とした児童福祉法、児童買春処罰法、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)といった国の法律、他の都道府県の青少年健全育成条例が、いずれも「18歳未満」の者を保護・育成の対象としている中で、本県が敢えて「18歳未満以外」の年齢とする積極的な理由が見当たらない。

② 高校生と中学生辺り（16歳）で線を引いて16歳未満のみを条例上の保護対象とする案や婚姻可能年齢（民法第731条。女性16歳、男性18歳）で線を引く案が考えられるが、

ア 高校生は親と同居している割合が高いなど親の保護のもとにあるというのが、社会一般の意識であり、性行動に関しては高校生の意思を重視し、自己責任を負うべきだということまでの社会的なコンセンサスはないと思われる。

イ 青少年の性行動全国調査（H23 日本性教育協会）によれば、大学生の性交体験は男子：53.7%、女子：46.0%、高校生は男子：14.6%、女子：22.5%、中学生は男子：3.7%、女子：4.7%であり、中学生を除いて前回調査（H17）よりも大きく低下しているとされている。こうした数値からは、高校生を半数前後が性交体験を持つ大学生と同列に扱えないのではないかとと思われる。（表1、表2参照）

表1 性交経験率の推移 (％)

調査年度	H5	H11	H17	H23
中学生男子	1.9	3.9	3.6	3.7
中学生女子	3.0	3.0	4.2	4.7
高校生男子	14.4	26.5	26.6	14.6
高校生女子	15.7	23.7	30.3	22.5
大学生男子	57.3	62.5	63.0	53.7
大学生女子	43.4	50.5	62.2	46.0

表2 初交経験年齢（H23調査） (％)

	高校生男子	高校生女子	大学生男子	大学生女子
13歳	1.1	6.2	1.2	0.2
14歳	12.2	15.9	3.4	3.1
15歳	35.6	28.6	9.7	8.8
16歳	26.6	29.3	12.0	10.9
17歳	18.1	8.3	17.5	13.1
18歳	1.1	4.8	23.4	18.9
19歳	—	—	13.0	23.2
20歳	—	—	11.9	13.6
無回答・その他	5.3	6.9	7.9	8.2

（資料）日本性教育協会「青少年の性行動全国調査報告」から次世代サポート課作成

ウ 高校生を条例の保護対象から外すのであれば、性被害に遭わないための教育の充実など代替策を積極的に示していくことが必要である。

エ 婚姻可能年齢（女性 16 歳、男性 18 歳。年齢差の理由としては、女子の方が成熟が早くて、早婚の傾向があるからといわれている。）については、年齢差に合理的な理由はないとして、民法改正案要綱（H8、法制審議会）では「18 歳に統一」する（日本学術会議も、H26.6 に男女共同参画の観点から同様の提言）こととされており、採用は困難である。

（４）子ども（青少年）の免責

専門委員会報告書では、条例制定に関する付帯意見で「淫行禁止規定は、あくまで青少年の健全な育成を目的とし、それを阻害する大人の行為を規制するものであるため、18 歳未満には適用しない旨の免責条項を入れること」を提言している。また、多くの都道府県（42 都道府県）では、青少年は保護・育成の対象であり、青少年の健全育成の責任を大人に求めていることを理由に、「条例の罰則は、青少年に対しては適用しない」旨の規定を置いている。一方、免責規定を置かない 4 県に対しその取扱い等を調査したところ、個別に判断し、場合によっては（明らかに優位性、支配性を持って性交した場合など）適用できるようにしているとし、実際に検挙実績があるとの回答のあった県もあった。専門委員会報告書や多くの都道府県での考え方と同様、子ども（青少年）が行った行為を処罰対象としない方向を基本とするが、条例の目的である「性被害の防止」に重点を置けば、子ども（青少年）による淫行やわいせつ行為、深夜の連れ出し等を防止する「抑止効果」を期待して免責規定を設けず、なおかつ、悪質事例に限定して適用するなど限定的に運用することも可能かと思われる。

（５）予防教育と被害者支援に関する規定

専門委員会報告書では、法的対応とともに子どもを性被害から守るための教育の充実・強化ならびに不幸にして被害に遭ってしまった子どもの救済としての被害者支援に関する規定を盛ることにより、これら施策の実効性を担保する性格の条例とすることが提言されている。

【参考】

○予防教育の具体的取組

- ・「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」の設置・派遣
 - ※教育委員会に「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を設置し全県立高校へ派遣して、性被害防止に係る「性に関する指導」及び「情報モラル教育」を実施

○被害者支援の具体的取組

- ・性被害者のためのワンストップ支援センターの設置
 - ※産婦人科医療、カウンセリング等心理的支援、法的支援など総合的な支援を可能な限り一か所で提供したり、支援を行っている関係機関に確実につなぐ役割